

旭川医科大学病院長補佐会議規程に関する申合せ

(令和6年9月11日病院長裁定)

第2条関係

業務の質改善に関する企画立案及び評価については、次により行うものとする。

- (1) 病院機能にかかる自己点検及び自己評価の実施
- (2) 自己点検及び自己評価の病院運営委員会への報告
- (3) 点検及び評価項目内容の検討
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務の質改善に関する企画立案及び評価に関すること

附 記

この申合せは、令和6年9月11日から実施し、令和6年9月1日から適用する。

【制定理由】

病院長補佐会議において、業務の質改善に関する体制整備に伴い、申合せの制定を行うものである。